

# 〇〇〇〇株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇〇〇株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

(3) 〇〇業

(4) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮崎県都城市に置く。

(機関の構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇〇株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、株主間の譲渡は、承認があったものとみなす。

注 「株主総会の承認」、「取締役の承認」又は「当社の承認」でも可。

2 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

3 相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主割当て)

第9条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式及び新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式及び新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受の申込みの期日の決定は、取締役の決定によって定める。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段（会社法施行規則第22条第1項各号）の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第11条 当会社の株式につき、質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出等）

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは法人の代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、同様とする。当会社に提出する書類には、届け出た印鑑を用いなければならない。

（基準日）

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

（株主総会の決議事項）

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

(株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会の招集)

第18条 定時株主総会は、毎事業年度終了後の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第19条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が議長となる。取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(株主総会の招集通知)

第20条 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

(株主総会の招集手続の省略)

第21条 株主総会は、その総会において、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに招集することができる。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案

があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によりその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から、10年間、同項の書面又は電磁的記録を当該会社の本店に備え置くものとする。  
(株主総会の報告)

第23条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会の議事録)

第24条 株主総会の議事については、会社法施行規則第72条の定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席取締役が記名押印又は署名して10年間本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第25条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任・解任の方法)

第26条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の資格)

第27条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第28条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第29条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役

の互選により定めるものとする。

2 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第30条 取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選ぶことができる。

2 専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

(報酬規定)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(剰余金の配当及び除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載（又は記録）された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。未払いの剰余金の配当には、利息を付けないものとする。

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日（又は、1月1日から12月末日）までとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額等)

第34条 当会社の設立に際して出資される財産の価額、発行する株式の総数及びその発行価格は次のとおりである。

出資される財産の価額 金〇〇万円

発行する株式の総数 〇〇株

発行価格（1株につき） 金〇万円

(資本金)

第35条 当会社の設立時資本金は、金〇〇万円とする。

(設立時の役員)

第36条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 甲野太郎 乙野次郎

設立時代表取締役 宮崎県都城市〇〇町〇〇番地 甲野太郎

(最初の事業年度)

第37条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和〇年〇月末日までとする。

(発起人の氏名及び住所、発起人等)

第38条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換に払い込む金銭の額は次のとおりである。

住 所 宮崎県都城市〇〇町〇〇番地

甲野 太郎

割当てを受ける株式の数 〇〇株

払い込む金銭の額 〇〇万円

住 所 宮崎県都城市〇〇町〇〇番地

乙野 次郎

割当てを受ける株式の数 〇〇株

払い込む金銭の額 〇〇万円

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(紙による定款認証の場合)

〇〇〇〇株式会社設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。

令和〇年〇月〇日

発起人 甲野 太郎 ⑩

乙野 次郎 ⑩

(作成代理・電子定款の場合)

〇〇〇〇株式会社設立のため、発起人甲野太郎ほか1名の定款作成代理人司法書士(行政書士)〇〇〇〇は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和〇年〇月〇日

定款作成代理人

宮崎県都城市〇〇町〇〇番地

司法書士（行政書士） 〇〇〇〇 電子署名